

## 選挙事務所の建築に係る建築基準法に基づく手続きについて

短期間に撤去する選挙事務所を建築する場合であっても、原則※、建築基準法に基づく「建築確認申請」及び「完了検査申請」の手続きが必要です。

また、併せて「仮設建築物の許可」を受けることにより建築基準法令規定の一部を緩和することが可能です。

詳しくは、建築場所を所管する窓口（建築担当）へお問い合わせください。

窓口	建築場所
東部県土整備局（徳島庁舎） 電話 088-653-8818	鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町 佐那河内村、神山町、松茂町、藍住町、板野町
東部県土整備局（吉野川庁舎） 電話 0883-26-3714	吉野川市、阿波市、石井町、上板町
南部総合県民局（阿南庁舎） 電話 0884-24-4214	阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町
西部総合県民局（美馬庁舎） 電話 0883-53-2214	美馬市、つるぎ町
西部総合県民局（三好庁舎） 電話 0883-76-0609	三好市、東みよし町
徳島市 建築指導課 電話 088-621-5272	徳島市

※建築場所、建築物の構造・規模により、手続きの可否を判断します。

### 【問い合わせ先】

徳島県県土整備部 住宅課建築指導室

電話 088-621-2595